

財務省告示第百八十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項の規定に基づき、平成十五年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成十五年度の初日から同年度の第一四半期の末日まで 八万五千百十五トン

ロ 平成十五年度の初日から同年度の第二四半期の末日まで 十六万七千二百七十九トン

ハ 平成十五年度の初日から同年度の第三四半期の末日まで 二十三万九千四百五トン

二 冷凍牛肉 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ 平成十五年度の初日から同年度の第一四半期の末日まで 七万千二百五十四トン

ロ 平成十五年度の初日から同年度の第二四半期の末日まで 十六万二千九百五十八トン

ハ 平成十五年度の初日から同年度の第三四半期の末日まで 二十六万二千八百二十三トン